訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、介護保険法および健康保険法等の省令に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことなどを事業者が説明するものです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 theory
主たる事務所の所在地	長崎県諫早市金谷町 10-5
代表者（職名・氏名）	代表取締役　宮森　龍誠
設立年月日	令和 7 年 12 月 12 日
電話番号	0957-46-5149

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションあおい	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	長崎県諫早市八天町 2-3	
電話番号	0957-46-6337	
指定年月日・事業所番号	令和８年４月１日指定	4260490323
管理者の氏名	津田　綾子	
通常の事業の実施地域	諫早市全域（実施地域以外の方はご相談ください）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4.　提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者や医療的ケアが必要な利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

（１）病状・症状の観察、助言
（２）清潔援助（入浴介助・清拭・陰部洗浄・洗髪・口腔ケアなど）
（３）栄養管理・指導
（４）排泄の支援
（５）褥瘡の予防・処置
（６）内服管理・指導
（７）リハビリテーション
（８）医療機器等の管理
（９）精神的・心理的支援
（10）介護者の相談
（11）医師の指示による処置・管理
（12）終末期の支援
（13）在宅療養を継続するために必要な援助・相談

5.　営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12 月３０日から１月３日）を除きます。
営業時間	午前８時４５分から午後５時４５分まで

6.　事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤　３人、非常勤　０人	理学療法士	常勤　０人、非常勤　０人
准看護師	常勤　０人、非常勤　０人	作業療法士	常勤　１人、非常勤　０人
保健師	常勤　０人、非常勤　０人	言語聴覚士	常勤　０人、非常勤　０人

7.　サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管　理　者　　津田　綾子

8. 利用料金

（１）訪問看護の利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、介護保険法並び健康保険法に定める負担割合（１割～３割）の額です。ただし、介護保険並び健康保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（２）その他の利用料

基本料金のほか、以下の場合はその他の利用料として、下記の額をご負担いただきます。

・訪問看護に連続して行われる死後の処置：15000 円
・保険適応外に延長の場合：4500 円（30 分/回）
・サービスを提供するうえで別途必要になった材料費
・交通費（提供地域以外の場合、実費相当額）

（３）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の 50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の 100%の額

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

（４）支払い方法

上記（１）及から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、発行いたします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の 26 日（祝休日の場合は翌営業日）に、あなたがお届けいただいた口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月末日までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 （振込手数料はお客様負担となります。） **たちばな信用金庫　北支店　普通口座 1584835**
現金払い	サービスを利用した月の翌月末（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

9.　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者　津田綾子

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、５年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

① 切迫性‥‥‥直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

②非代替性‥‥身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

③一時性‥‥‥利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

②個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

12. 緊急時の対応について

　サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、緊急機関、居宅支援事業所等に連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏　　名　　　　　　　　　　　続柄 住　　所 電 話 番 号 携 帯 電 話

【主治医】	医療機関名 医師名 電話番号
【居宅介護支援事業所】	事業所名 担当者 電話番号

13. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動
保険名	超ビジネス保険（事業活動包括保険）
補償の概要	事業活動に伴う対人・対物事故の賠償責任に関する補償

14. 身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15. 記録の整備

指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を

整備し、サービス提供を開始した日から５年間保存します。

16. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17. 業務継続計画の策定等について

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. サービス提供に関する相談、苦情について

①苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

訪問看護の担当者による電話対応、現場での対応。対応困難時は管理者に報告し、事業所内で話し合いを行い、管理者が対応します。

② 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーションあおい 管理者：津田　綾子	電話番号　0957-46-6337 受付時間　8：45～17：45 (必要に応じて 24 時間対応)
【市町村（保険者）の窓口】 諫早市役所　健康福祉部 高齢介護課	電話番号　0957-22-1500 受付時間　8：30～18：00 (土日祝除く)
【市町村（保険者）の窓口】 長崎市役所　福祉部 高齢者すこやか支援課	電話番号　095-829-1146 受付時間　8：45～17：30 (土日祝除く)
【公的団体の窓口】 長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号　095-826-1599 受付時間　9:00～17:00 （土日祝除く）

令和　　年　　月　　日

私は、担当者（　　　　　　　　）より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者　　　住所

氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

家族（代理人）　住 所

氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（本人との続柄　　　　　　）